

## 審査方法等について (案)

## 1 選定方法について

全ての応募団体を対象に書類審査及び面接審査を実施する。書類審査及び面接審査において総合的に採点評価を行い、得点の最上位の者を候補者として選定する。

## 2 審査点数について

- (1) 点数は、「100点満点／人×委員長を含む出席委員数＝満点」とする。(例：出席委員が5人の場合、満点が500点となる)
- (2) 書類審査で欠席委員がいる場合は、当該欠席委員は面接審査に出席すれば採点可能とする。また、面接審査で欠席委員がいる場合は、当該欠席委員は採点できない。
- (3) 総合計得点において最上位の団体であっても、総合計得点が満点の60%未満の場合には、候補者として選定しない。
- (4) 最上位の者が同点で複数ある場合は、各委員の採点において、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その合計が最上位の団体を候補者として決定する。
- (5) 最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、次の表中の優先順位の順に、審査項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比較して、最上位の団体を候補者と決定する。

優先順位	審査項目（選定基準中の「条例に定める指定の要件」）
第1位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第2位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第3位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第4位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
第5位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第6位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。

- (6) これらの選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を決定する。

### 3 採点の基準

採点は、以下の6段階の区分を目安に行う。

採点基準	配点10点	配点14点	配点15点	配点20点
特に優れている (高度な能力を有している)	9~10	12~14	13~15	17~20
優れている (十分な能力を有している)	7~8	9~11	10~12	13~16
普通 (一応の能力を有している)	5~6	6~8	7~9	9~12
多少不十分 (多少能力が乏しい)	3~4	3~5	4~6	5~8
不十分 (能力が乏しい)	1~2	1~2	1~3	1~4
劣っている (能力がない)	0	0	0	0

### 4 採点方法を指定する項目について

下記の要件の審査については、応募書類の提出日に応募団体が次に該当する場合、6点を上限に項目ごとに2点を付与する。

該当要件		配点
1	障害者の雇用状況報告義務があり令和5年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者(*)を1人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合 (*) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	2点
2	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条に基づく認定を受けている場合	2点
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく認定を受けている場合	2点
4	青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けている場合(グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。)	2点
5	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合	2点
6	市内に本社・本店を有している場合(グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。)	2点
7	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ(レベル3)の認証のいずれかを受けている場合 (*) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	2点

### 5 採点作業について

- (1) 採点者は、自らが当該施設の利用者であるという観点から、採点を行う。
- (2) 当該施設や採点項目について、専門知識を有する場合は、専門的な観点

から判断し、採点を行う。

- (3) 審査表の全ての項目（上記の「4 採点方法を指定する項目について」を除く。）について採点を行う。

## 6 審査から採点までの流れ

- (1) 書類審査 **10分程度**

委員同士の意見交換を実施する。 ※採点は、面接実施後に行う。

- (2) 面接審査

### ①プレゼンテーション各団体15分以内

- ・応募書類に基づき、特にアピールしたいポイントを中心にプレゼンテーションを行う。
- ・プロジェクター等の使用や追加資料の配付は禁止とする。
- ・時間厳守とし、14分経過時点で時間表示を行い、15分が経過すれば強制終了するものとする。

### ②質疑応答各団体15分程度

応募書類及びプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行う。

### ③意見交換各団体10分程度

応募団体の退室後、委員同士の意見交換を実施する。

- (3) 意見交換 **15分程度**

各団体を比較検討するため、委員同士の意見交換を実施する。

- (4) 採点

書類審査及び面接審査を踏まえて、総合評価により採点する。

## 7 応募団体の面接出席者等について

- (1) 団体として責任をもって説明できる者とする。
- (2) 各団体の面接出席者は6名以内とする。
- (3) 事前に出席者について、氏名等の報告を受けるものとする。
- (4) 上記の各項目については、グループ応募の場合も同様とする。